

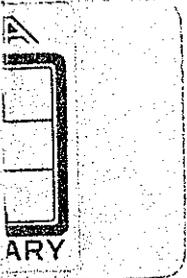
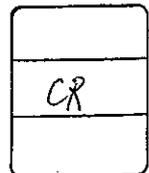
部外秘

融資業務規程集 (暫定)

昭和52年2月

国際協力事業団

移住第一業務部
投融資課



国際協力事業団	
受入 月日 '84. 9. 13	000
登録No. 14717	38
	ESL

目 次

農業貸付基準(案)	1
小工業融資の取扱いについて(通達案)	7
更生資金貸付基準(案)	11
貸付・回収事務実施細則(案)	15
貸付・回収事務実施細則 様式(案)	25
更生資金の貸付・回収事務について(通達案)	73
海外移住に関する貸付金の利息及び延滞損害金の率 等について(通達案)	81
融資関係規程類の改正について(通達)	82

JICA LIBRARY



1033562[8]

農業貸付基準(案)

第1条 (総則)

事業団法第21条第1項第4号へに基づく農業関係の貸付は、業務方法書に定めるところによるほか、この基準により行なう。

第2条 (貸付の相手方)

この基準により行なう貸付の相手方は、次の各号に該当する移住者およびその団体とする。

- (1) 自営農(経済的に独立して農業を営むもの、借地農、分益農を含む)であって、未だ安定した農業経営の段階に達していないもの、または自営農として独立しようとするもの。
- (2) 主として前号に定める移住者により構成された法定の農業協同組合その連合体、またはその他の農業団体。

第3条 (貸付金の種類)

貸付金の種類は、設備資金、長期運転資金および短期運転資金とする。

第4条 (移住者に対する貸付資金の用途)

移住者に対し貸付ける資金の用途は、次のとおりとする。

1. 設備資金および長期運転資金

- (1) 自営農として独立するために必要な土地の購入資金
- (2) 営農拡張に必要な土地の購入資金
- (3) 土地の造成および開墾に必要な資金
- (4) 灌漑、排水施設資金
- (5) 道路造成資金
- (6) 永年作物の植付および管理資金
- (7) 家畜の購入および飼育資金
- (8) 農業用機械、機具購入資金
- (9) 農産加工施設資金

- (10) 交通運搬機具購入資金
 - (11) 家屋, 農舎, 畜舎, 車庫, 修理場等の建設資金
 - (12) その他営農に必要な設備資金および長期運転資金
2. 短期運転資金
- (1) 短期作物の植付, 管理資金
 - (2) 作物の収穫資金
 - (3) 生産物販売用資材の購入資金
 - (4) 農業用機械機具および交通運搬機具の補修資金
 - (5) その他営農に必要な短期運転資金

52.8.3
 LW 002
 改訂.

<p>第5条 (移住者に対する貸付金残高の限度)</p> <p>移住者に対する貸付金残高の限度は、一貸付先につき設備資金および長期運転資金 合わせて 300万円相当額、短期運転資金 30万円相当額とする。</p> <p>ただし、第4条の1号のうち(1)、(2)、(8)および(10)については、貸付金残高の限度をそれぞれ500万円相当額とすることができる。</p> <p>また、このうち(1)または(2)の資金と(8)または(10)もしくは(8)および(10)の資金を合わせて貸付ける場合の貸付金残高限度は、800万円相当額とし(1)または(2)と(8)、(10)以外の長期設備資金あるいは長期運転資金を合わせて貸付ける場合の貸付金残高の限度は、700万円相当額とすることができる。</p>

期運転資金，合せて150万円相当額，短期運転資金30万円相当額とする。

ただし，第4条の1号のうち(1)，(2)，(8)および(10)については，貸付金残高の限度をそれぞれ300万円相当額とすることができる。

第6条（移住者の団体に対する貸付資金の用途）

移住者の団体に対し貸付ける資金の用途は次のとおりとする。

1. 設備資金および長期運転資金

(1) 法定の農業協同組合またはその連合体の定款に定められた事業に必要な設備資金および長期運転資金

(2) その他の農業団体の次の事業に必要な設備資金および長期運転資金

ア 農業牧畜業等の直営事業

イ 出資者の生産物の精製，加工事業

ウ 出資者の生産物の運送，保管，販売事業

エ 出資者が必要とする諸資材，機械機具および日用品，食糧品等の生活物資購買事業

オ 出資者の事業または生活に必要な共同利用施設の設置運営事業

2. 短期運転資金

前号(1)および(2)の事業に必要な短期運転資金

第7条 (移住者の団体に対する貸付金残高の限度)

移住者の団体に対する貸付金残高の限度は、設備資金および長期運転資金については、合せて50万円相当額、短期運転資金については30万円相当額にそれぞれ出資者数を乗じた金額とする。ただし、連合体に対する貸付金残高の限度については加盟農業協同組合の出資者数を算定の基礎とする。

2. 前項の貸付金残高は一貸付先に対し5,000万円相当額を超えてはならない。

第8条 (貸付金額の決定)

貸付金額の決定に当っては、貸付の相手方の事業計画、資金計画、自己資金調達能力等を勘案し、必要と認められる金額の範囲内に止めるものとする。

第9条 (自己資金の調達)

貸付の相手方は、原則として所要資金総額の2割は自己資金で賄わなければならない。

第10条 (債権肩替りの禁止)

資金の貸付は、原則として、貸付の相手方の既往債務肩替りを目的とするものであってはならない。

第11条 (貸付契約)

貸付は、証書貸付、手形貸付又は証券貸付の方法により行なう。

第12条 (貸付通貨)

貸付契約は現地通貨表示とし、米貨基準条項(ドルスライド条項)を付するものとする。ただし、米貨基準条項を付することが困難な場合は、適当な措置を講じ、為替下落による差損負担を防止するものとする。

第13条 (貸付金利率)

貸付金の利率は年5分とする。ただし、前条担書の場合は、貸付地にお

ける一般金融情勢，貸付利率水準，為替相場その他の事由を勘案して別に定める。

第14条（貸付の期間および償還方法）

貸付の期間および償還方法は，資金の用途，貸付の相手方の償還能力等を勘案し，次の各号に掲げる範囲内で定める。

- (1) 設備資金および長期運転資金の貸付については，8年（特別の資金用途の場合は9年）以内の割賦償還または一時償還とし，4年以内の据置期間（期間中利払）を設けることができる。
- (2) 短期運転資金の貸付については，1年6カ月以内の割賦償還または一時償還とする。

第15条（延滞損害金）

延滞した貸付元利金に対しては，延滞損害金を徴するものとし，その割合については別に定める。ただし，天災等の不可抗力その他情状を酌量すべき特別の理由があるときは，その全部または一部を減免することができる。

第16条（担保および保証人）

貸付を行なうにあたっては，物的担保を徴求し，かつ保証人を立てさせるものとする。

ただし，相当の事由があるときは，物的担保または保証人のいずれかの設定を免除することができる。

2. 貸付金の担保として徴求する物件は，債務者，保証人または第三者が提供する土地，建物，在庫品，永年作物，収穫物および植付中の予想収穫物等の動産，不動産，その他適当な財産および貸付けた資金により取得される物件とする。

ただし，担保のない場合または不足する場合は，次の措置をとることによって貸付を行うことができる。

- (1) 移住先国の国有地および事業団の分譲地等で，将来土地の所有権を取

得することが確実な場合は、これを取得後、直ちにその土地に抵当権を設定することを条件とする。

(2) 永年作物の将来価値を担保価値に織込んで評価し得るものとする。

3. 貸付金の保証は、保証能力ある個人または法人の連帯保証とする。

ただし、債務者が法人の場合は、事情により役員全員および出資者の全員または一部の連帯保証にて足りるものとし、法人格を有しない農業団体の場合は、受益出資者全員の連帯債務契約により保証に代えるものとする。

第17条（天災等緊急時の特例）

豪雨、降霜、降ひょう、洪水、低温、早魃ならびに病虫害等に基づく天災または動乱、暴動等の事変により直接営農上重大な被害を受けた移住者の営農復旧のため、資金の貸付が緊急不可欠と認められる場合は、第4条、第5条および第9条の規定にかかわらず、一貸付先につき30万円相当額を超えない範囲で、次の各号に掲げる資金を第14条を準用して貸付けることができる。

- (1) 耕地の整地ならびに灌漑、排水施設等の補修資金
- (2) 種苗、農薬、肥料等の購入、その他作物の再植付、管理に必要な資金
- (3) 家畜、飼料の購入に必要な資金
- (4) 家屋、農舎、畜舎ならびに農業用機械の補修資金
- (5) その他営農復旧に必要な資金

第18条（附 則）

この基準は昭和49年8月1日から適用する。

(通達案)

当事業団が行う小工業融資については、下記の取扱いにより実施することとする。

小工業融資の取扱いについて

本貸付は、独立して小工業を営む移住者に対し、現地の金融制度上事業資金の調達が不十分であると認められる場合において、補完的に資金の援助を行うことにより、その経営の安定を促進することを目的とする。

1. (貸付の相手方) 相手国の製造業等(別添リストのとおり。)の発展に寄与する事業を営み、または営もうとする移住者のうち、適切な事業計画のもとに、業況が順調に推移しているもの、または事業の進展が確実であると認められるもので、かつ、事業資金の調達について、事業団の外、現地金融機関あるいは親会社等から現に資金援助を受けているか、あるいは受けることが確実であると認められるものとする。
2. (貸付金の種類) 貸付金の種類は、設備資金または短期運転資金とする。

3. (貸付金残高の限度)	52.8.3付 LW002 改訂
移住者に対する貸付金残高の限度は一貸付先につき設備資金3003円相当額、短期運転資金90万相当額とする。	
ただし、一貸付先に対する貸付金残高は3003円相当額を超えることができない。	

資金は1年以内とする。なお、設備資金についても、原則として据置を認めない。

(通達案)

当事業団が行う小工業融資については、下記の取扱いにより実施することとする。

小工業融資の取扱いについて

本貸付は、独立して小工業を営む移住者に対し、現地の金融制度上事業資金の調達が不十分であると認められる場合において、補完的に資金の援助を行うことにより、その経営の安定を促進することを目的とする。

1. (貸付の相手方) 相手国の製造業等(別添リストのとおり)の発展に寄与する事業を営み、または営もうとする移住者のうち、適切な事業計画のもとに、業況が順調に推移しているもの、または事業の進展が確実である

ただし、一貸付先に対する貸付金残高は180万円相当額を超えることが出来ない。

4. (自己資金の調達) 貸付の相手方は、所要資金総額の2割は自己資金で賄わなければならない。
5. (貸付金利率) 貸付金利率は現地一般金融情勢貸付利率水準その他の事由を勘案して別に定める。
6. (貸付の期間) 貸付の期間は、設備資金については3年以内、短期運転資金は1年以内とする。なお、設備資金についても、原則として据置を認めない。

7. (延滞損害金) 延滞した貸付元利金に対しては、延滞損害金を徴するものとし、その割合については、現地金融機関の行う同種貸付の場合の延滞損害金の割合を下らない水準でこれを定める。
8. (担保および保証人) 貸付を行うにあたっては、物的担保を徴求し、かつ、保証人を立てさせるものとする。
9. (担保掛目) 担保掛目は、評価額に対し6割とする。

以上

(追記)

本取扱は、昭和49年8月1日より実施する。

小工業融資対象業種リスト

1. 食料品製造および農水産品加工業
酒類製造業、清涼飲料水製造業、製氷業、農産食品製造業、水産食品製造業、畜産食品製造業、製粉精米業、醸造業、食品包装業
2. 繊維および繊維製品製造、加工業
製糸業、織物業、製縫業、綿・麻・絹製品製造業、製網製網業、麻袋・ムシロ・ゴザ製造業、繊維染色業、合成繊維製造業
3. 紙および文具製造、加工業
製紙業、板紙業、紙製品製造業、事務用品製造業、日用品製造業、印刷製本業、パルプ工業
4. ゴム製品製造、加工業
輸送用製品製造業、工業用製品製造業、医療用製品製造業、日用品製造業、玩具製造業、ゴム再生業

5. 皮革および皮革製品製造、加工業

工業用皮革製品製造業，製靴業，製鞆業，日用品製造業，毛皮製品製造業，なめし業，染皮業

6. 木材および木材加工業

輸送用機具製造業，工業用機材器具製造業，農業用機材器具製造業，建築用材製造業，家具日用品製造業，運動用器具製造業，文房具製造業，玩具製造業，製材業，製板業，合板製造業，竹製品製造業，コルク製品製造業，

7. ガラスおよび土石製品製造、加工業

陶磁器製造業，ガラス製品製造業，ぼうろう製品製造業，粘土製品製造業，石灰セッコウ製造業，土建石材製造業，セメント製造業，建築用耐火物製造業，コンクリート製品製造業，宝石研磨加工業

8. 金属および金属製品製造、加工業

建築用機材器具製造業，工業・農業・輸送用機材器具製造業，家具調度日用品製造業，金属製道具製造業，装身具製造業，鉄工業，非鉄金属精錬業，鋳造業，鍛造業，板金業，研磨業，溶接業，メッキ・塗装業

9. 化学製品製造、加工業

工業・農業・医療用薬品製造業，各種ガス製造業，肥料製造業，香料・化粧品製造業，塗料インキ製造業，酵素製造業，化学調味料等食品製造業，合成樹脂製品製造業，日用品製造業，石油化学工業

10. 油および油製品製造、加工業

工業用油脂製品製造業，食用油脂製品製造業，洗剤製造業，精油業，搾油業，

11. 機械，器具および部品製造，組立，修理業

産業機械製造業，輸送用機械製造業，精密機械製造業，光学機械製造業，計器製造業，原動機製造業，工作機械製造業，電気製品製造業，事務用機械器具製造業，家庭用機械器具製造業，各種工具器具製造業

12. 設備工事業

建設土木業，電気工事業，電話架設工事業，各種配管工事業，水道衛生工事業，井戸およびその他鑿掘工事業，機械器具据付および看板取付工事業

更生資金貸付基準（案）

第1条（総則）

この基準は、移住者に対する更生資金の貸付について必要な事項を定める。

第2条（目的）

この基準は、海外において経営力あるいは資金の不足のため生活に困難を来たし、自力では独立の生計を営むことの困難な移住者に対し、更生のための資金を貸付けることによりその経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、もって安定した生活を営なましめることを目的とする。

第3条（貸付の相手方）

この基準により行い貸付の相手方は、前条に定める移住者であって、次各号のすべてに該当すると認められる者に限る。

- (1) 移住後現地において相当の期間を経過していること。
- (2) 一般金融機関あるいは事業団の農業貸付基準および小工業貸付制度による融資を受けることが困難であること。
- (3) この貸付によって生計が立つか、あるいは立つことが確実であると認められること。
- (4) 計画が具体的であること。

第4条（貸付金の種類および用途）

貸付金の種類は次のとおりとし、その具体的用途が貸付の相手方の経済的自立更生に必要不可欠なものと認められるものに限る。

1 更生資金

- (1) 生業を営むのに必要な経費（生業費）
- (2) 就職するために必要な支度をする経費（支度費）
- (3) 生業を営み、または、就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費（技能習得費）

2 生活資金

技能習得費の貸付を受けている期間中，または療養資金の貸付を受けて負傷もしくは疾病の療養をしている期間中の生活を維持するのに必要な経費。

3 住宅資金

- (1) 住宅を増築し，改築し，拡張し，補修し，または保全するのに必要な経費（改修費）
- (2) 住居を移転するために必要な経費（転宅費）

4 療養資金

負傷または疾病の療養（当該療養を必要とする期間が原則として1年以内の場合に限る。）に必要な経費。

5 災害援護資金

災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費。

第5条（貸付金残高の限度）

貸付金残高の限度は，貸付金の種類に応じ次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|---------------|-----------|
| 1 更生資金については | 50万円相当額以内 |
| 2 生活資金については | 30万円相当額以内 |
| 3 住宅資金については | 30万円相当額以内 |
| 4 療養資金については | 20万円相当額以内 |
| 5 災害援護資金については | 20万円相当額以内 |

第6条（重複貸付）

一貸付先に対し異なった2種類以上の資金を重複して貸付けることはできない。ただし，次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 災害援護資金と他の種類の資金とを重複して貸付ける場合
- (2) 生活資金と療養資金とを重複して貸付ける場合
- (3) 生活資金と更生資金のうちの技能習得費とを重複して貸付ける場合

2 前項ただし書により異なった2種類以上の資金を重複して貸付ける場合であっても、一貸付先に対する貸付金残高の合計額は50万円相当額を超えてはならない。

3 第1項の定めにかかわらず、貸付の相手方の自立更生を促進するため特に必要があると認められる場合は、2種類以上の資金を重複して貸付ける資金の合計額が当額資金のいずれか一つの資金の貸付金残高限度額の範囲内であるときは重複して貸付けることができるものとする。

第7条（貸付金額の決定）

貸付金額の決定にあたっては、貸付の相手方が必要とする資金の種類、生計の具体的計画、自己資金調達能力等を勘案し、必要と認められる金額の範囲内に止めるものとする。

第8条（貸付の方法）

貸付契約の方法は次のとおりとする。

- (1) 原則として証書貸付とし、必要に応じ手形貸付とすることができる。
- (2) あらかじめ契約により貸付総額を定めて一定期間に分割貸付を行うことができる。

第9条（貸付通貨）

貸付契約は現地通貨建とする。

第10条（貸付金利率）

貸付金の利率は、年3パーセントとする。ただし、据置期間中は無利子とする。

第11条（貸付の期間および償還方法）

貸付の期間および償還方法は貸付金の種類に応じ、次の各号に定める範囲内において貸付の相手方の償還能力等を勘案して定めるものとする。

- (1) 更生資金については、8年以内の割賦償還または一時償還とし、2年以内の据置期間を設けることができる。
- (2) 生活資金については、5年以内の割賦償還または一時償還とし、1年

以内の据置期間を設けることができる。

- (3) 住宅資金については、6年以内の割賦償還または一時償還とし、1年以内の据置期間を設けることができる。
- (4) 療養資金については、5年以内の割賦償還または一時償還とし、1年以内の据置期間を設けることができる。
- (5) 災害援護資金については、6年以内の割賦償還または一時償還とし、2年以内の据置期間を設けることができる。

第12条（延滞損害金）

貸付の相手方が貸付金を定められた償還期限までに支払わなかったときは、延滞元金につき延滞損害金を徴するものとし、その割合については別に定める。ただし、災害、その他情状を量すべき特別の理由があるときは、その全部または一部を減免することができる。

第13条（保証人）

貸付を行うにあたっては、保証人を立てさせるものとする。

- 2 保証人は、債務者と連帯して債務を負担するものとする。
- 3 保証人はこの資金の債務者であってはならない。

附 則

この基準は昭和49年8月1日から施行する。

貸付・回収事務実施細則(案)

事業団が業務方法書、農業貸付基準その他の規程に基づいて行う海外移住に関する貸付及び回収にかかる事務は、本要領により実施するものとする。

1. 借入申込相談

- (1) (借入申込相談) 貸付の事務は借入申込相談の受付から始まる。
- (2) (借入申込相談の目的) 借入申込相談の目的は、借入希望者(以下「希望者」という。)の申出が諸規程の要請する条件に合致するか否かを予め審査し、爾後の貸付審査を円滑化させると共に、希望者が基準その他の規程の要請する条件を整えるよう指導することにある。
- (3) (借入申込相談票) 借入申込相談は原則として事務所(支部・支所・事業所・出張所・駐在員事務所。以下同じ)に於て、所定の借入申込相談票(以下「相談票」という。別紙様式1号)によってこれを行う。
- (4) (相談票の作成) 相談票の作成は、希望者記入欄を除き、係員が所定の項目に従って希望者から実態を聴取記入して作成する。
相談票作成に当っては、希望者の現状をありのままに把握することに努め、記入は簡潔、明確に行わなければならない。
- (5) (借入申込書用紙の交付) 係員は相談終了後、その結果を希望者に伝え、借入申込の受理が妥当と認められた場合には借入申込書用紙を交付する。
- (6) (相談票の保管) 作成した相談票は原則として作成当日又はその翌日その全部を当該機関の担当者迄回付し、事務所に於て適宜保管する。

2. 借入申込の受理

- (1) (借入申込の受理) 借入申込の受理は、所定の借入申込書(以下「申

込書」という。個人農業貸付借入申込書様式3号、工業或いは団体借入申込書様式4号)により、行うものとする。

但し、本部承認を要する貸付については申込書の写ないし申込内容の一覧表に支部長が申込者の事情の概要及び意見を附し、本部に承認申請を行わなければならない。

又、この場合借入申込者に対しては本部承認を要する旨を通知しなければならない。

(2) (借入申込書) 申込書には次の事項を記入させるものとする。

ア 借入申込者住所・氏名

イ 借入申込要項

- ① 借入申込金額
- ② 資金の用途
- ③ 償還期間
- ④ 償還方法
- ⑤ 元利金の払込月及び返済財源
- ⑥ 担保
- ⑦ 連帯保証人

ウ 借入申込者の概要(工業或いは団体貸付の場合のみ)

エ 借入申込者自宅迄の略図(個人の場合のみ)

(3) (申込書の記入) 申込書は必ずしも申込者自身に記入させる必要はないが、代筆の場合には申込者に記載事項を確認せしめた上、署名させなければならない。

(4) (申込書添付資料) 工業および団体貸付の借入申込書には原則として次に列記する資料を添付提出させるものとする。

ア 所要資金並に資金調達計画を含む事業計画説明書

イ 償還計画を含む資金計画

ウ 過去3カ年の比較貸借対照表並に比較損益計算書

エ 最近の合計残高試算表

オ 借入申込者が法人の場合は定款

但し、添付資料については、申込者と当団との取引状態その他の事情に拠り支部長の判断で適宜省略、変更或いは増補して差支えない。

- (5) (同一申込人の申込) 同一申込人が設備資金、長期運転資金或いは短期運転資金を同時に申込む場合には、同一申込書で借入申込を受付けることができる。

3. 貸付の審査及び決定

- (1) (貸付の審査) 貸付の審査の方法は、書類審査の他申込者の居住地或いは経営地における面接、聴取を含む現地実査を原則とする。

但し、申込者の居住地或いは経営地が遠隔地で、かつ申込金額が少額である場合等で、支部長が特に認める場合に限り、書類審査をもって現地実査に代えることができる。

- (2) (審査調書の作成) 審査担当者は、借入申込書に基づき最終的に貸付可否を決定する資料として、審査結果を総括する審査調書を作成し、関係者と合議の上貸付稟議を起さなければならない。
- (3) (審査についての注意事項) 担保価額の査定は、原則として、担保物件評価額の80%以内とする。
- (4) (審査調書の様式) 審査調書の様式は支部(又は国別)の実情に即して定めることとするが、その場合

- ア 借入申込者並にその事業の融資対象としての適格性
- イ 借入金の償還能力
- ウ 借入金債務の保証能力

を判定するに足る必要最小限の審査項目を具備しなければならない。

(注) 別紙様式5号(個人農業貸付用調書)及び添付説明書(審査実施上の注意)並びに様式6号(工業或いは団体用調書)を参照。

- (5) (貸付稟議) 貸付稟議は所定の貸付稟議書(以下「稟議書」という。様式7号)に拠って行うものとする。

稟議書の「貸付要綱」は審査の結果、適当と認められる貸付条件を記載する。

稟議書の「決定内容」は(7)の貸付可否の決定後、その結果及び理由を記載する。

(注) 稟議書「決定内容」の記載の例示

- ア 廃 案
- イ 再 審 査
- ウ 貸付期間を2年に短縮の上決定

- (6) (稟議書添付書類) 稟議書には次の書類を添付するものとする。

- ア 借入申込書及び所定の添付書類
- イ 審 査 調 書
- ウ その他審査に用いた資料

- (7) (貸付可否の決定) 貸付可否の決定は、原則として責任者、融資担当者及びその他関係者による決定会議を経て行う。

- (8) (貸付金額の決定) 貸付金額の決定は、現地通貨により行う。

(注) 米ドル貸基準条項貸付けの場合には、ドル額換算の都合から貸付決

定の現地通貨に端数を付することは差支えない。

交付日の上記レートにより換算確定するということになるであろう。

(例：現地通貨額〇〇〇相当米貨〇〇〇ドル)

4. 貸付の実行

(1) (契約締結の準備) 貸付決定の決裁があったときは、直ちに契約締結の準備を進めなければならない。

(2) (申込者より徴求する書類) 契約の締結にあたっては予め申込者等より貸付契約書作成に必要な証書類および担保権の設定登記などに必要な証書類を徴するものとする。

(3) (契約の締結) 契約の締結は、原則として担保権設定金銭消費貸借契約書正・副2通の作成をもってこれを行うものとする。

但し、伯国における契約の締結は、担保権設定信用証券 (CEDULA) の作成をもってこれを行うものとする。

(4) (特約条項) 契約にあたっては、下記事項を特約し契約書に明記するものとする。

ア 弁済充当順序の指定権は事業団にあること。

イ 利息の計算は原則として貸付資金の交付日から起算する年利計算とするが一年に満たない期間については、一年を365日(伯国の場合のめ360日)として経過日数に応じて日割計算を行うこと。

ウ 利払の方法は経過分後払とすること。

エ 約定元本の延滞に対し、別に定める割合で延滞損害金を徴収すること。

但し、最終期限後は、延滞元利額について同じ割合で徴求すること。

なお、伯国に於ては、現地法制に従うものとする。

オ 債務者が契約に定められた義務の履行を怠った場合は直ちに当該契約による利益及び期限の利益を失い直ちに全債務を完済する責を負うこと。

カ 債務者は、本契約による債務を履行しないときは、催告を要せず直ちに強制執行を受けても異議ないことを確認すること。

(5) (公正証書) 契約書は、原則として公正証書とする。但し、支部長が債権保全上特に必要を認めない時は、私署証書で足りるものとする。

(6) (登記等の手続) 担保を徵求した場合は、抵当権或いは質権の設定登記その他第三者対抗要件を完備するために速やかに手続を行わなければならない。

(7) (将来取得する物件の担保) 貸付後取得する物件につき担保提供が予約されているものについては、その取得日を特約し、同期日迄に当該物件につき抵当権或いは質権の設定契約を締結し、登記その他所要の手続を完了しなければならない。

(8) (債務者に交付する書類) 契約が締結され、登記その他の手続が完了した時は、債務者に貸付契約書副本或いは信用証券副本を交付すると共に契約締結にあたって預っていた権利証その他の書類を返却するものとする。

(9) (契約書等の保管) 契約書正本或いは信用証券の正本その他の一件書類は支部でこれを保管する。

但し必要ある場合は、写本を作成し支所・事業所・出張所又は駐在員事務所で保有する。

(10) (資金の交付) 資金の交付は、契約が締結され、原則としてすべての

現存担保物件について登記その他第三者対抗要件を完備するための手続が完了した時に、契約地において、契約の趣旨に従って行うものとする。

但し、上記第三者対抗要件を完備することは確実であるが、貸付先の責に帰し得ない理由で手続が遅延している場合は、支部長の裁量により手続完了前に資金を交付することができる。

資金の交付に際しては、貸付先の発行する領収書を徴さねばならない。

5. 回 収

(1) (回収地) 貸付金債権の回収地は、契約書に記載されている支払地を原則とし、弁済者所在の地域的な事情および弁済者の支払上の便宜等を考慮して、支部が同債権の回収において適当と認める場所に変更することができる。

但し、支部長は、回収金を支部事務所(支所、事業所を含む)に現金輸送する方法等回収金の保管については、現地事情を勘案の上、適宜の措置をとらねばならない。

(2) (回収通貨) 貸付金債権の回収は原則として回収地において法的強制力を有する流通通貨をもって行う。

(3) (回収金額) 米ドル貨基準条項つき貸付の場合の回収米ドル貨額は、受領した現地通貨を受領日の公定米ドル貨売ルートによって換算される額とする。

(4) (領収証の発給) 回収金を受領したときは、回収金額、米ドル貨換算レート(米ドル貨基準貸付の場合)などを記入した領収証を弁済者に発給する。(様式8号参照)

6. 補助簿の作成

- (1) (補助簿の種類) 支部長は支部の貸付・回収事務を統括し、爾後の債権管理を容易にするため次に定める補助簿を作成するものとする。
 - ア 借入申込処理簿 (様式 9号)
 - イ 貸付金元帳 (様式10号)
 - ウ 貸付金期日帳 (様式11号)
 - エ 貸付金・回収金記入帳 (様式12号)
 - オ 延滞処理カード (様式13号)
- (2) (金額の表示) 補助簿の金額の表示は、米ドル貸基準条項つき契約にかかる貸付については、米ドル貸により、また現地通貨建契約にかかる貸付については、現地通貨によるものとする。
- (3) (借入申込処理簿) 申込書を受理した場合には、借入申込処理簿に記入し、爾後の処理過程を明らかにしておかねばならない。
- (4) (貸付金元帳) 貸付金元帳は貸付先別元帳とし、契約締結後直ちにその都度新しく作成するものとする。
- (5) (貸付金期日帳) 貸付金期日帳は貸付金元帳作成後直ちにその償還表に基いて作成する。
- (6) (貸付・回収金記入帳) 貸付・回収金記入帳は、貸付金並びに回収金をその発生の日付順に記入し整理するものとし、毎月末に締め切り、財務決算と照合しなければならない。
- (7) (利息、延滞損害金、その他の帳簿整理) 利息、延滞損害金その他の融資業務にかかる収入又は支出についても、貸付・回収金記入帳の記入整理の仕方に準じて整理しなければならない。
- (8) (延滞処理カード) 支払期日到来後1ケ年を経過しても返済が行われ

ず延滞となった元利金については、必要事項を期日帳に注記の上、その都度新規に延滞処理カードを作成するものとする。

- (9) (管理債権) 最終期限到来後一年を経過してもなお延滞となっている元金又は利息のある場合には、当該債権を管理債権として、延滞処理カードを貸付先、貸付番号毎に一括し、貸付金元帳と共に別途整理して管理する。
- (10) (その他の補助簿) (1) (補助簿の作成) に於て定められた補助簿の外、支部長は債権管理要綱に定める所定の本部報告を容易ならしめるために報告書様式に応じて必要な補助簿を作成しなければならない。
- (11) (補助簿の管理・保管) 補助簿の管理・保管は原則として支部で統括して行いものとする。

但し、貸付金元帳、延滞処理カードについては、その写を必ず貸付先を直接管轄する支所・事業所・出張所或いは駐在員事務所に於ても保管しなければならない。

7. 本部報告

- (1) (借入申込処理状況) 支部は、四半期毎に融資借入申込処理状況表を作成し、本部に報告するものとする。(様式14号)
- (2) (月別融資業務計画) 支部は、四半期毎に月別融資業務計画書を作成し、本部に報告するものとする。(様式15号)
- (3) (貸付・回収報告) 支部は、月中発生した貸付実行および回収の実績につき、毎月報告書を作成し、本部に報告するものとする。

(様式16号, 17号および18号)

(4) (決算資料) 支部は、毎事業年度末に次の決算資料を作成し、本部に報告するものとする。

ア	融資業務月別統計集計表	(様式 19号)
イ	年度間回収状況表	(" 20 ")
ウ	移管債権(受、出)一覧表	(" 21 ")
エ	貸付先別貸付金延滞発生状況表	(" 22 ")
オ	地区別融資状況表	(" 23 ")
カ	貸付金残高一覧表	(" 24 ")

貸付・回収事務実施細則 様式 (案)

様式 1 号 借入申込相談票 (個人農業貸付用) 用

(受付)

(受付機関)

申込者記入欄	住所 (ローマ字表示)				
	氏名 (ローマ字表示)	(才)	組合 加入名		
	渡航及 稼稼力	西暦 昭和 年 月	港着 丸号	家族 名内稼働	名

相談歴	有	無	貸付残高		延滞	有	無
資金使途							
所要金額							
借入希望額							
昨年度の 営農実績	(植付面積収量及び収支概算、鶏・豚・牛等の飼育数及び収支概算その他)						
資産及び 負債	(土地・建物・車輛・機械・家畜・現金・預金及び借入金 その他)						
担保				保証人	有 ・ 無		
備考					受付・不可 (不可とする理由)		

様式 2 号 借入申込相談票 (団体・工業貸付用) 用

(受付)

(受付機関)

申 込 者	名 称		設 立 年 月 日	
	住 所		組 合 員 ・ 従 業 員	
	業 種		貸 本 金	

相 談 歴	有	無	貸 付 残 高	(内延滞額)
資 金 使 途				
所 要 金 額				
借 入 希 望 額				
昨 年 度 の 事 業 実 績	(事業内容, 収支概算)			
資 産 及 び 負 債				
担 保				保 証 人 有 ・ 無
備 考				受 付 ・ 不 可 (不可とする理由)

様式 3 号

借 入 申 込 書

(個人農業貸付用)

国際協力事業団

支部長殿

私儀 今般(設備 長期運転 短期運転)資金の融通を願いたく、下記の通り申込みます。

年 月 日

受付機関	
受付年月日	
受付番号	

① 借入 申込者	住 所				
	氏名又は名称				
	代表者氏名				
② 借入申込金額	長期		※米貨換算額		
	短期		※米貨換算額		
③ 資金の 使途			④ 償還期間	年(うち据置期間 年)	
			⑤ 償還方法		
	所要資金総額		⑥ 元利金払込月		
⑦ 担 保	所在地	物件名	数量	所有者	
⑧ 連帯 保証人	氏 名				
	現 住 所				
	加入組合(組合員)番号				
	取引銀行				
	申込者との関係				
⑨ 申込者 自宅迄の 略図					

(注) ※印欄は記入する必要はありません。

様式 4 号

借 入 申 込 書

(団 体 , 工 業 貸 付 用)

国際協力事業団 支部長殿
 私 機 今 般 (設 備 長 期 運 転 短 期 運 転) 資 金 の 融 通
 を 願 い た く , 下 記 の 通 り 申 込 み ま す 。

受 付 機 関	
受 付 年 月 日	
受 付 番 号	

年 月 日

① 借入申込者	住 所			
	名 称			
	代 表 者 氏 名		業 種	
② 借入申込金額		※ 米 貨 換 算 額		
③ 資金の用途		④ 債 還 期 間	年 (うち据置期間 年)	
		⑤ 債 還 方 法		
		⑥ 元 利 金 払 込 月	毎年	月並びに 月
	所 要 資 金 総 額		⑦ 返 済 財 源	
⑧ 担保	所 在 地	物 件 名	数 量	所 有 者 ・ 型 式 ・ 態 様
⑨ 連 帯 保 証 人	(役 員 名 ・ 役 員 以 外 の 組 合 員 名 ・ 第 3 者 名) 個 人 連 帯 保 証 。			
⑩ 借入申込者の概要	ア 資 本 金	申 込 額	(株 数)	(金 額)
		払 込 額	(株 数)	(金 額)
	イ 組 合 員 数	名 (家 族 人 員 数 名) < 内 訳 > 邦 人 名 ・ 現 地 人 名		
	ウ 役 員 数	理 事	名	カ 沿 革 そ の 他
		監 事	名	
	エ 従 業 員 数 又 は 職 員 数			
	オ 事 業 団 借 入 金 残 高	項 目	件 数	
キ 本 件 借 入 議 決	会 年 月 日			

- (添 付 書 類)
1. 所 要 資 金 並 に 資 金 調 達 計 画 を 含 む 事 業 計 画 説 明 書
 2. 債 還 計 画 を 含 む 資 金 計 画 説 明 書
 3. 過 去 3 カ 年 の 比 較 貸 借 対 照 表 並 に 比 較 損 益 計 算 書
 4. 最 近 の 合 計 残 高 試 算 表
 5. 定 款 (法 人 の み)

(注) ※ 印 欄 は 記 入 す る 必 要 は あ り ま せ ン 。

様式 5 号

審 査 調 書

(個人農業貸付用)

借入申込受付機関	
借入申込受付日	
申込書受付番号	

申込者の住所	
申込者の氏名又は名称	
調書作成日並に調書番号	
審 査 機 関	
審査担当者の氏名	

I 審 査 要 旨

--

II 審 査 要 項

1. 借入申込者要項

(2) 家族構成

氏名	年齢	続柄	職業	営農経験年数	成人換算 稼働力	備考	氏名	年齢	続柄	職業	営農経験年数	成人換算 稼働力	備考
							家族員数	人	稼働力	人			

(2) 渡航後経歴

	入植年月日	入 植 地	経 営 形 態	経 営 主 作 物
1				
2				
3				
4				
5				

2. 資産状態

(1) 資産の内訳

現金・預金・在庫品等		土 地					家 畜			
項目	金額	種類	永年作畑	短期作畑	牧草地	森林地	非耕地	種別・性別	頭羽数	年令その他
手持現金		面積								
組合預け金		内訳								
その他預金										
手持生産物		状態								

農 機 具 類			建 物 ・ 構 築 物		
種 類	台 数	評価額その他	種 類	棟 数	評価額その他

(2) 負債の内訳

事 業 団 借 入 金				組 合 負 債		買 掛 金 其 他		金 融 機 関	
資金の用途	借入残高	最終期限	延滞金額	摘 要	金 額	摘 要	金 額	摘 要	金 額

3. 経営状態

(1) 過去1カ年の経営実績

作物区分								合 計
生産実績	植付面積							
	収穫量							
	単位面積当収量							
販売実績	販売量							
	売上高							
	平均単価							
営農経費実績								
	合 計							

(2) 過去1カ年の営農収支実績

(3) 過去1カ年の資金収支実績

区分	項目	金額	備考	区分	項目	金額	備考
収				収			
入	合計			入	合計		
支				支			
出	合計			出	合計		
差引損益			次期繰越金				
生計費							
経済余剰							

(4) 現在植付中の作物

作物名						
植付面積						
今後1年以内の予想収量						
同上見込売上高						

4. 資金の用途

(1) 事業計画

--

(2) 所要資金の査定

(3) 資金調達計画

項目	査定金額	査定根拠	区分	摘要	査定金額	査定根拠
			自己資金			
			借入金			
合計			合計			

5. 償還能力

(1) 今後3カ年の営農損益予想 (年度区分: 毎年 月～ 月)

区分	項目	借入年度	第2年度	第3年度	金額積算
収入					
	合計				
支出					
	合計				
差引損益					
生計費					
経済余剰					

(2) 借入期間資金計画 (年度区分: 毎年 月～ 月)

区分	項目	年度	借入年度									備考
				2	3	4	5	6	7	8		
収入												
	合計											
支出												
	本件借入金元本返済											
	同上 利息支払											
	合計											
差引次期繰越金												

6. 保証能力

(1) 担保

所在地	物件名	数量	所有者・型式・態様	担保評価額	同左 評価根拠
担保価額		(価額査定根拠)			

(2) 連帯保証人

氏名	住所	年齢	続柄	事業内容	資産内容	年収 その他

(参考)

(場見取図)	(申込者自宅周辺略図)
--------	-------------

(様式5号添付説明書)

貸付審査調書作成上の注意

第5号様式による審査調書作成の場合の、一般的注意事項を項目別に列挙すれば次の通りである。

1. 借入申込者要項

(1) 家族構成 ① 営農経験年数は渡航前内地に於ける営農経験年数を通過
〔様式Ⅱの1の(1)〕 算する。

② 稼働力の査定は、申込者が農業経営を行なう地域における農業に専従する成人の平均的労働能力を基準として、就農時数、労働能力、健康状態等を勘案して行う。個人農業経営の場合、自家労力供給の多寡は事業の成否に直接影響する重要な指標であり、正確な数値を把握せねばならない。

(2) 渡航後経歴 これは単に入植・退耕・転耕等を基準とするのではなく
〔同上Ⅱの1の(2)〕 経営形態、経営主作物に基本的な変化があった場合は、それも基準として行を別にして記入する。即ち、この項は広く申込者の営農が如何に推移したかを見るものである。

(例)

入植年月	入植地	経営形態	経営主作物
○年○月	××××地区	雇傭農(耕主 何某)	カブ
△年○月	○○○移住地	自営農	蔬菜
△年○月	同地	"	蔬菜・養鶏
×年×月	同地	"	養鶏

2. 資 産 状 態

- (1) 資 産 の 内 訳 ①現金・預金・在庫品等欄中，手持生産物については，
〔同上Ⅱの2の(1)〕 すでに収穫済のものについて，その数量と見込売上高を記入する。
- ②土地欄内訳の項は，作付別面積或いは樹令別面積（永年作，植林地の場合）を記入し，状態の項は土地管理の状態を摘記する。
- ③農機具，建物等の評価額を記入する場合は，あくまでも現状のまま比較的容易に換価可能と認められるもの
に限り，換価が不可能或いは不適當なものについては，
評価額査定を行わず，取得或いは製造年月日等を調査記入する。
- ④その他売掛金等債権がある場合は，この欄に記入する。
- (2) 負 債 の 内 訳 ①事業団借入金のある場合は，借入の順に項目に従って
〔同上Ⅱの2の(2)〕 列記する。
- ②組合負債の欄は，組合からの前渡金・仮払金・借入金
或いは組合購買品買掛金等の残高を項目毎に調査記入する。
- ③買掛金その他の欄は，現地商人・商社からの農薬・肥料・飼料等の買掛残或いは前渡金等
をその項目に従って記入する。
- ④金融機関の欄は，現地金融機関からの借入残高を借入の順に列記する。

3. 経営状態

(1) 過去1カ年の経営実績 ①作物区分には、現在飼育中の家畜・家禽も含め〔同上Ⅱの3の(1)〕るものとし、その場合、植付面積の欄は飼育頭羽数と読みかえ記入する。

②単位面積当収量或いは平均単価は必ず収量実績或いは売上高実績から逆算査定し、決して、平均収量或いは標準単価又は審査時の市場価格から総体を推算するが如き査定を行ってはならない。単位収量或いは平均単価調査の目的は、申込者の経営状態がその地域の平均経営水準に達しているか否かを見るものであり、出来る限りその地域の平均数値と併記するのが望ましい。

③営農費実績については、人夫賃・農薬代・肥料代・飼料代等の項目を最左欄に適宜分類の上、それらの項目に従って作物別にあくまでも現金の支出（勿論、買掛、未払分は含む）がどの位あったかを査定すること。一般的な標準営農費を援用するが如き査定であってはならない。

(2) 過去1カ年の営農収支実績 ①営農が短期作・永年作・牧畜・養鶏等多部門〔同上Ⅱの3の(2)〕に亘っている場合も、全営農について総合的に査定すること。

②査定の方法は、現金ベースで考えるのではなく、農機具・車輛・鶏舎等の減価償却等も考慮に入れる等、申込者の農業経営の収益性の実態が明らかになるものでなければならない。

(3)過去1カ年の資金収支実績 前項(2)とは逆に、必らず現金の動きをベースとして査定し、自家労力等現金ベースで考えられないものまでも含めて査定しないこと。

4. 資金の用途

(1)事業計画①申込者の全事業計画について総合的に申込者と協議・検討の上、審査担当者が妥当と認めた場合、査定された事業計画より、借入資金が直接投下される事業部門の計画のみを抽出して、借入全期間に亘って記入する。

②例えば、借入資金の用途が鶏舎建設資金或いはトラクター購入資金等である場合、申込者が同時に蔬菜経営或いは人力経営を行なっている場合、夫々養鶏部門或いはトラクター経営部門等の事業計画のみを記入する。

記入の方法は可能な限り一表化の方が好ましい。

(例1)借入資金が鶏舎建設資金である場合

(借入期間3年)

年度	鶏 卵 部 門					肉 鶏 部 門			
	鶏舎面積	飼育羽数	産卵数	同左率	単価販売先	鶏舎面積	飼育羽数	販売羽数	単価・販売先
41	$\frac{3000m^2}{3000m^2}$	1,000羽	90,000個	30%	0.30ペソ 移住地内	鶏舎部門 と併用	1,000羽	1,000羽	移住地内 20% 15~〇〇市 80%
42	$\frac{1,500}{4,500}$	1,500	180,000	40	同上 移住地 (〇〇市)	同上	1,500	1,500	〇〇市場 15~ 100%
43	$\frac{1,500}{6,000}$	2,000	270,000	50	同上	同上	1,500	1,500	
備考	新設 累計	年間平均					年間平均		

(例2) 借入資金がトラクター購入資金である場合
(借入期間4年)

年度	ブルドーザ 伐 開	トラクター 耕 起	作 付 計 画		延 面 積	備 考
			陸 稻	マ イ ス	延稼働時間	
41	8 ha	8 ha	8 ha	6 ha	42 ha	ブルドーザに組合賃耕
					126時間	
42	12	20	20	12	96 ha	トラクター可耕能力
					288時間	
43	10	30	30	20	150	年400ha/1200時間
					450	
44	10	40	40	30	210	その他必要事項
					630	
合計	40 ha	98 ha	98 ha	68 ha	498	記 入
					1,494	

- (2) 所要資金の査定①所要資金の査定は、農機具・車輛等の輸入の場合を〔同上Ⅱの4の(2)〕 除いては現地通貨ベースで行なわなければならない。但し、農機具・車輛等を輸入しようとする場合で、購入物件の価格がドルで表示されている場合はドルを基準として差し支えない。その場合は必ず購入先の見積書を徴求すること。
- ②所要資金の査定にあたっては同時に実際に資金が必要となる時期を確実に把握しなければならない。特に輸入の場合は、代金決済日、決済方法その他支払条件を調べること。
- ③人夫賃の査定を行なうに当ってはあくまでも実際の人夫雇備必要量に基いた現金支出必要額を査定せねばならず、一律に標準人夫賃から自家労力供給量を控除するが如き査定であってはならない。

5. 償 還 能 力

(1) 今後3カ年の損益予想①前項4-(1)の事業計画に基き、借入資金が直接投
〔同上Ⅱの5の(1)〕下される事業部門のみの損益収支を予想する。

②この項目は、償還能力の前提となるだけでなく、資金借
入の効果を見る上で重要な項目であり、数値は確実に根
拠のあるものを査定しなければならない。

(2) 借入期間の資金計画①資金計画は返済が可能か否かを直接表現するもので
〔同上Ⅱの5の(2)〕あり、前項の損益予想が赤字の年でも資金計画が赤字と
なることはあり得ず、査定に当っては各年度の次期繰越
金の最も適正な規模を把握し、その上で出来る限り短期
間の償還計画の作成を指導することが重要である。

②資金計画の査定はあくまで過去の実績を基礎として行な
い、積算の根拠を明らかにせねばならない。

6. 保 証 能 力

(1) 担 保 ①担保物件の評価は、解体処分又は競売処分の観念によら
ぬことを原則とし、現在有形のまま使用収益するとして
比較的容易に換価し得ると考えられる価格で評価する。
評価にあたっては、時価相場或いは現地金融機関の評価
額等客観的資料に拠ることが望ましい。

②担保価額の査定は、上記担保物件評価額の80%以内を
原則とする。担保割れとなる場合でも、それが直接貸付
否決の理由となるものではないので決して水増し査定を
行なってはならない。

③担保物件については、その現状、位置、数量、所有者等を正確に記述すること。

(例)

所在地	物件名	数量	所有者・型式・態様	評価額	同左根拠
申込者現住地	土地	5.0 ha	申込者所有(605.1取得) 2.0 ha 油桐2-4年生植 付 1.5 ha 短作畑	120,000 円	同移住地退耕者 売価 160千円
申込者現住地	トラック	1 台	申込者所有(624.1取得) 1961年型トヨタ小型	140,000 円	アスンシオン同 年型中古価格 200千円
申込者現住地	予想収穫綿	500 Kg	植付面積5 ha 昨年度実績100Kg/ha	10,000 円	昨年度実績 19円/Kg
担保評価額	213,000 円		(査定根拠) 土地、トラック評価額の8割、綿評価額の5割		

(2)連帯保証人 ①貸付先が組合(法人)の場合には原則として組合役員全
〔同上Ⅱの6の(2)〕 員の個人の資格での連帯保証を徴することとし、貸付先
が、個人の場合は申込人と経済的に利害関係のある者で、
保証能力がある者を優先して徴求する。

②単に名義貸というような者を敢えて保証人に徴することは弊害の方が多いので、そのような場合には敢えて保証
人を徴さず、担保による保証を考慮し、担保と連帯保証
を総合的に審査することが重要である。

7. 審査要旨 ①上記1～6の審査内容を総括し、借入申込書記載の申出
〔様式の1〕 借入条件とを比較検討の上、審査担当者の結論を記入す
る。

②記述は、実施要領の審査目的に従って箇条書とし、貸付責任者の判定を容易にすることが必要である。

(例)

1. 申込者の適格性 資産状態・経営状態とも良好で経営は安定している。
2. 事業の適格性 本事業開始2年、依然収支は赤字であるが一貫して良化し次年度黒字転化が確実である。ここでの資金援助が年3割の増収を可能とする。
3. 償還能力 資金計画に明らかな通り、申し出の2年では困難であるが、3年間での償還は充分可能である。
4. 保証能力 問題なし。

様式 6 号

審 査 調 書

(団体用或いは工業用)

借入申込書受付機関	
借入申込書受付日	
借入申込書受付番号	

申 込 者 の 住 所	
申込者の名称(代表者氏名)	
調書作成日並に調書番号	
審 査 機 関	
審 査 担 当 者 氏 名	

I 審査要旨

--

II 審査要項

1. 借入申込者要項

①資本金	甲込額 (株数) (金額)	②形態 (認可取得日)	法定 任意 (年 月 日)
	払込額 (株数) (金額)		
③組合員数 は従業員数	名(家族人員数 名) <内訳> 邦人 名・現地人 名		
④事業概要	⑤財政状態 <添付;過去3カ年の比較貸借対照表・最近の合計残高試算表>	⑥事業純損益	役員氏名
			氏名
			年齢
	年 月 期	⑦主要なる資産	略 歴
	年 月 期		土 地
	年 月 期		建 物
			車輛・機械施設他

2. 事業計画

(1) 事業計画査定 (添付: 申込者事業計画説明書)

提出事業計画書問題点	向 左 対 策 乃 至 修 正

(2) 当該事業の前年度実績(申込者の事業が継続事業である場合) (注) 当該事業が新規事業である場合は記入の必要なし。

区分	項 目	金 額	積 算 根 拠 (生産量・販売量・単価その他)
収 入			
支 出			
事業純利益			
利益処分			

(3) 所要資金査定

(4) 資金調達計画査定

項 目	申出金額	査定金額	査定根拠
合 計			

区分	項 目	査定金額
自己資金		
借入金		
合 計		
査定根拠		

3. 償還能力

(1) 当該事業損益予想

区分	項目	第1年度	第2年度	第3年度	積算根拠
収					
入					
支					
出					
差引純利益					
利益処分計画					

(2) 資金計画査定（添付；申込者資金計画書）

区分	項目	提出資金計画修正点及び根拠
収		
入		
支		
出		
次期繰越金		

(注) 資金計画は、前年度実績から記載する。

4. 保証能力

担保物件所有者名	物件名	所在地	数量	型式・態様・構造	担保物件評価額	担保順位	先順位債権者及び債権額	担保価格
(担保物件評価額並に担保価額査定の根拠)								

(2) 連帯保証人

氏名	住所	事業内容	資産内容	年収
1.				
2.				
3.				
4.				
5.				
6.				
7.				
8.				
9.				
10.				
11.				
12.				
13.				
14.				
15.				

様式 7 号 貸 付 稟 議 書

起案年月日			
決済年月日			
支部長	次 長	合 議	担当者

下記により貸付決定致したくお伺い致します。

貸 付 の 区 分				
借入申込書受付番号		審査調書番号		
貸 付 要 綱	貸 付 先	住 所		
		氏名或いは名称		
	貸 付 金 額	長 期	現地通貨額	(米貨 ドル相当)
		短 期	現地通貨額	(米価 ドル相当)
	貸付金の使途			
	貸付予定日			
	貸付期間		ヵ年 (最終期限 年 月 日)	
	債 選 方 法			
	利率及び利払方法		年 % ()	
	担 保			
連帯保証人				
その他の条件				
決 定 内 容				

借入申込処理簿

借入申込 受付日	借入申込者	借入申込金額	資金の用途	貸付決定		契約 締結日	資金 交 付				貸付 番号	考 備	
				決定日	現通貨額		交付日	現通貨額	換算レート	米ドル貸付当額			

様式 10 号

貸付番号

貸 付 金 元 帳

国際協力事業団

1/6

貸付額

使 途

貸付先 住所氏名

業 種

検印 係印

年 月 日	年 月 日 契 約	年 月 日 変 更	年 月 日	元 金	利 息	年 月 日	元 金	利 息
利率及び 利払方法	年 %							
期 限								
償 還 方 法								
担 保								
保 証 人								
条 件								

年月日	通貸別	摘 要	貸 付 額	償 還 額	現 在 額	利 息				延 帯 利 息				備 考	照 合	検 印
						月 日	期 間	利 率	金 額	月 日	期 間	利 率	金 額			
							/ - / ()	%			/ - / ()	%				
							/ - / ()				/ - / ()					
							/ - / ()				/ - / ()					
							/ - / ()				/ - / ()					
							/ - / ()				/ - / ()					
							/ - / ()				/ - / ()					
							/ - / ()				/ - / ()					
							/ - / ()				/ - / ()					
		次葉へ繰越					/ - / ()				/ - / ()					

貸付金元帳

貸付先

昭和 年	通 貸 別	摘 要	貸 付 額	償 還 額	現 在 額	利 息				延 帯 利 息				備 考	照 合	検 印	
						月 日	期 間	利 率	金 額	月 日	期 間	利 率	金 額				
		前葉から繰越					/ - / ()					/ - / ()					
							/ - / ()					/ - / ()					
							/ - / ()					/ - / ()					
							/ - / ()					/ - / ()					
							/ - / ()					/ - / ()					
							/ - / ()					/ - / ()					
							/ - / ()					/ - / ()					
							/ - / ()					/ - / ()					
							/ - / ()					/ - / ()					
							/ - / ()					/ - / ()					
							/ - / ()					/ - / ()					
							/ - / ()					/ - / ()					
							/ - / ()					/ - / ()					
							/ - / ()					/ - / ()					
							/ - / ()					/ - / ()					
							/ - / ()					/ - / ()					
							/ - / ()					/ - / ()					
							/ - / ()					/ - / ()					
							/ - / ()					/ - / ()					

様式 11 号

年 月 貸付金 期 日 帳 (単位 :)

貸付番号	貸付先	期日	期日元本	期日利息	元利合計	回収 済印	移管延滞 カード番号	備 考

様式 11 号

(記入例)

4 1 年 3 月 貸付金 期 日 帳 単位 :

貸付番号	貸付先	期日	期日元本	期日利息	元利合計	回収 済印	移管延滞 カード番号	備 考
003PA	何野何某	28	1,000	100	1,100		㏻13	元本
004PE	〇〇〇組合	4	10,000	500	10,500	〔済〕		

様式 12 号

(区分) 貸付金回収金記入帳 単位 :

年月日	貸付(又は回収)先	摘 要	貸付金額	回収金額	差引残高

(様式13号記入例)

延滞処理力一卜

第 13

(単位:)

41年 3月

延滞要項		返 滞 状 況						管理借移管		年 月 日
債権者名	何野何某	回収年月日	区分	元本	延滞損	積算根拠	利息	延滞額	回収額	100%※
債権	何野何某 003 PA	41.4.28	延滞額 \$ 300	\$ 200	\$ 2	31	\$ 0	\$ 0	\$ 100	
債権	39.3.29	42.3.3	\$ 200	\$ 0	\$ 8	509	100	0		
債権	3,000ドル									
債権	最終期限 42.3.28									
債権	保証人 有 無									
債権	担保 ④ ⑤									
延滞摘要	支払期限 41.3.28									
延滞摘要	第2回元本 500 ※									
延滞摘要	第3回利息 100 ※※									
延滞事由	期日元本1,000ドル中500ドルの返済が多かったが、産米販売が遅れているため残額元利延滞	対策 年・月・日	口頭督促 41.4.38	文書督促 41.5.28	文書督促 42.2.28	指	置	41.4.28積蓄金 軽減,元本優先 41.5.28 9カ月回収 猶予		
延滞事由	結果	鶏卵収入より 200ドル返済	産米米価低く 生活費に向け てしまった現 金収入なし	今年産米収入 で全額返済						



農業および工業融資借入申込処理状況表

支部

単位：

	長短の区分	融資相談		融資申込受付		貸付決定		貸付実行		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
前年度よりの繰越分の 本年度処理 ①	短期	/								
	長期									
	計									
当 該 年 度 分 前四半期末累計 ②	短期									
	長期									
	計									
今四半期処理 ③	短期									
	長期									
	計									
今四半期末累計 ④ = ② + ③	短期									
	長期									
	計									
総 累 計 ⑤ = ① + ④	短期									
	長期									
	計									

①は前年度「貸付実行」までに到らなかった手続案件を本年度において処理を行った場合、その項目に関して件数、金額を記載すること。(受付けたもの)

⑤の「貸付実行」欄は、四半期末の「貸付実行報告累計額」に一致させること。

更生資金貸付金についても同様式により作成すること。

2. 今四半期処理事項に関する所見

様式 16 号

年 月 日

総 裁 殿

L

支 部 長

年 月中の貸付実行について (報告)

月中の貸付実行状況を別添により報告する。
貸付実績および純増率は下記のとおりである。

記

1. 貸付実績

(単位:)

区 分	前 月 末 累 計	本 月 分 合 計	本 月 末 累 計
農 業 貸 付 金			
工 業 貸 付 金			
農 工 企 業 貸 付 金			
計			

2. 純 増 率

貸 付 額 (A)	回 収 額 (B)	純 増 額 (C)=(A-B)	純 増 率 ($\frac{C}{D} \times 100$)
年間純増計画額(D)			

注). 回収額(B)は長・短現地貸付金の合計元本のみ。

様式 17 号

総 裁 殿

年 月 日

し

支 部 長

年 月中の貸付金回収について（報告）

月中の貸付金回収状況を別添により報告する。
回収額累計は下記のとおりである。

記

（単位： ）

区 分	前 月 末 累 計	本 月 分 回 収 合 計	本 月 末 累 計
農業貸付金元本			
工業貸付金元本			
渡航前貸付金元本			
農工企業貸付金元本			
計	{ }	{ }	{ }
農業貸付金利息			
工業貸付金利息			
渡航前貸付金利息			
農工企業貸付金利息			
計	{ }	{ }	{ }
延滞損害金回収	{ }	{ }	{ }
総 計			

様式18号

年 月 日
L

総 裁 殿

支 部 長

年 月中更生資金貸付金の貸付・
回収について(報告)

標記貸付実行状況および貸付金回収状況を別添により報告する。

記

1 貸付実績 (単位:)

区 分	前月末累計	本月貸付額	本月末累計
更生資金貸付金			

2 回収実績 (単位:)

区 分	前月末累計	本月回収額	本月末累計
更生資金貸付金元本			
更生資金貸付金利息			
延滞損害金			
合 計			

② 別添内訳報告書は様式16号、17号の別添に準じ作成のこと。

以 上

融 資 業 務 月 別 統 計 集 計 表

() 支 部

区 分		月 別 (単 位 :)												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
貸 付	農 業 貸 付 金													
	工 業 貸 付 金													
	計													
回 収	元 本	農 業 貸 付 金												
		工 業 貸 付 金												
		渡 航 前 貸 付 金												
		計												
	利 息	農 業 貸 付 金												
		工 業 貸 付 金												
		渡 航 前 貸 付 金												
		計												
	回 収	延 滞 損 害 金												
		回 収 合 計												
	更 生 資 金	貸 付	更 生 資 金 貸 付 金											
		回 収	元 本											
利 息														
回 収		延 滞 損 害 金												
		回 収 合 計												

(注) 更生資金貸付については、単位を現地通貨額で表示。

回収状況表

		() 支部 (単位:)									
区分	科目	農業貸付金		工業貸付金		更生資金貸付金		合計		備考	
		元	本 利 息	元	本 利 息	元	本 利 息	元	本 利 息		
約定分	期中約定額 (A)										
	回収猶予額 (A)										
	約定分償却額 (A)										
	期中回収額 (B)										
	1年未満延滞額 (C)=(A)-(B)										
	(回収率 (B)/(A)×100)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)		
延滞分	期首延滞額 (D)										
	回収猶予額 (D)										
	延滞分償却額 (D)										
	期中回収額 (E)										
	1年以上延滞額 (F)=(D)-(E)										
	(回収率 (E)/(D)×100)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)		
合計	要回収額 (G)=(A)+(D)										
	回収猶予額 (H)=(A)+(D)										
	期中償却額 (I)=(A)+(D)										
	期中回収額 (J)=(B)+(E)										
	期末延滞額 (K)=(G)-(J)										
	(回収率 (J)/(G)×100)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)		
	次期以後期日分期限前回収額 (L)										
	当該年度回収額総計 (M)=(J)+(L)									※回収報告表照合	

〈回収状況表、注意事項〉 (1)期中約定額 (A)……当該年度の期日元本並びに期日利息の合計額とする。ただし、当該年度に期日が到来する元本、利息につき期限前回収のあった場合は、爾後の期日の期日元本あるいは利息の金額を修正し、修正後の金額に基づいて計算する。また、期中に貸付条件の変更あるいは支払の猶予の措置により、次期繰越を承認されたものについては、その金額を控除し、回収猶予額(A)の項に記入する。約定分償却額についても同様であり、(A)の項に記入する。

(2)期中回収額 (B)……期中約定額(A)に対応する回収額

(3)期首延滞額 (D)……前年度末延滞額から当該年度において回収猶予および償却を行なった金額を控除する。

(4)期中償却額 (I)……「貸付金残高表」の償却額と一致させる。

(5)当該年度回収額総計(M)……「貸付金回収報告書」の元本利息の回収年間合計額と一致させる。

(6)その他……「渡航前貸付金」の回収状況についても本様式に準じ別に報告すること。

様式 21 号

移管債権（受・出）一覧表

支部

単位：

移管 受・出の区分	貸付金 の区分	債務者氏名	移管受 出年月日	公信文 書番号	移管申請 支部名	貸付 年月日	貸付金額	移管受・出 債権額	年度末 債権残高

様式 24 号

貸付金残高一覧表

支部

区分	単位	期首有高		期中増			期中減				期末有高		備考
		件数	金額	貸付金額	移管受額	計	回収金額	移管額	償却額	計	件数	金額	
農業貸付金													
工業貸付金													
計													
更生資金貸付金													
渡航前貸付金													

(通達案)

更生資金の貸付・回収事務について

更生資金の貸付・回収事務については、貸付・回収事務実施細則に準ずるほか、特に下記により処理されたい。

1. 借入申込相談

(1) 借入申込相談票) 借入申込相談は、別紙様式1号の相談票によってこれを行う。

2. 借入申込の受理

(1) (借入申込の受理) 借入申込の受理は、別紙様式2号の借入申込書により行うものとする。

(2) (借入申込者) 借入申込者は、その世帯の生計中心者でなければならない。ただし、療養資金については、生計中心者が患者である場合には、世帯員中の成年者に借入申込みをさせることができる。

(3) (連帯借入申込者) 更生資金のうちの支度費もしくは技能習得費の借入申込みについては就職する者、または知識、技能を修得する者を、連帯債務を負担する連帯借入申込者として加えなければならない。

(4) (申込書添付書類) 次に掲げる資金の申込書には、原則としてそれぞれ次の書類を添付提出させるものとする。

ア 更生資金のうちの支度費 … 雇用主の証明書

イ 更生資金のうちの技能習得費 … 技能を習得しようとする学校等の発行した科目、習得期間ならびにこれに要する費用等を記載した証明書

ウ 住宅資金のうちの改修費 … 見積書および見取図、借地の場合は地

主の承諾書。借家の場合は家主の承諾書

エ 住宅資金のうちの転宅費 ……移転先家主の承諾書

オ 療養資金 ……療養見込期間および療養費概算額を記載した医師の診断書

カ 災害援護資金 ……被災証明書（原則として官公署の発行するもの）

- (5) （2種類以上の資金の同時申込）同一申込人が、2つ以上の種類（更生資金および住宅資金については、さらに細分された資金の種類を含む）の資金を同時に申込み場合には、同一申込書で借入申込を受付けることができる。

3. 指導計画書の作成

(1) （借入申込者の調査と指導計画）借入申込を受理したときはすみやかに借入申込者の実態を調査し、借入申込者指導計画書（別紙様式3号）を作成しなければならない。

(2) （指導計画書の記載事項）指導計画書には、次の事項を記入するものとする。

ア 借入申込者の家庭状況

イ 保証人となるべき者の状況

ウ 資金の用途についての計画および指導の具体的計画ならびに現在までの指導の状況

エ 資金を貸付けることに関する意見

オ 前各号に掲げるもののほか、事業団において必要と認める事項

4. 貸付の実行

(1) (資金の分割交付) 技能習得費, 生活資金および療養資金については、原則として、各月のはじめに当月分を交付するものとする。

ただし特別の事情があるときは、あらかじめ数ヶ月分をあわせて交付することができる。

(様式1号) 借入申込相談票(更生資金) (受付機関) No.

氏名	(ローマ字)										(才)				
住所															
申込者 渡航後の経歴	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月			
	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月			
	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月			
記入欄 家族の状況	氏名	年令	続柄	職	業	氏名	年令	続柄	職	業	氏名	年令	続柄	職	業

相談履歴	有	無	貸付残高	延滞額
資金使途				
所要金額	借入希望額			
前年度の経営実績または給与所得	(農業の場合は、植付面積、収量および収支概算、鶏、豚、牛等の飼育数および収支概算その他を記入する。)			
資産および負債	資産(現金、預金、土地、建物、機械等) 負債(借入金未払金等)			
保証人	有	無	氏名	住所
備考	受付不可 (不可とする理由)			

(様式2号)

(1)

借入申込書(更生資金)

		受付機関						
		受付年月日		年 月 日				
		受付番号						
支部	受付年月日	年 月 日	受付番号	貸付決定年月日	年 月 日			
				貸付年月日	年 月 日			
				貸付番号				
借入申込者	氏名	(ローマ字)			男・女	年 月 日生 (満才)		
	住所							
	現在の職業	(経験年 年)	勤務先及び所在地					
	渡航後の経歴	年 月	年 月					
	家族の状況	氏名	年令	続柄	職業	氏名	年令	続柄
借りたい資金	1.更生資金(生業費・支度費・技能習得費) 2.生活資金 3.住宅資金(改修費・転宅費) 4.療養資金 5.災害援護資金							
借りたい金額				返す方法	1.年賦 2.半年賦 3.月賦			
借りたい期間	自 年 月 日	(年 月)		更生資金の利用状況	年 月 日 資金 うち未償還 ・借りたことがない			
	至 年 月 日	(うち据置期間 年 月)						
連帯保証人	氏名	(ローマ字)			男・女	年 月 日生 (満才)		
	住所							
	氏名	(ローマ字)			男・女	年 月 日生 (満才)		
	住所							
	氏名	(ローマ字)			男・女	年 月 日生 (満才)		
	住所							
上記のとおり更生資金を借りたいと申込みます。								
年 月 日								
借入申込者								
連帯借入申込者								
上記の借入れに対し連帯して債務を負担し、この世帯の更生に十分協力いたします。								
年 月 日								
連帯保証人								
連帯保証人								
国際協力事業団 支部長 殿								

(注) 太線枠欄は記入する必要はありません。

(様式2号)

(2)

仕事の内容および 借りようとする理由				
資金の用途および内容	資金の用途		病名(療養資金)	
	(金額)		(金額)	
			合計	
仕事(または療養)の 見通しおよび償還計画	現在の設備の内容		借入後の設備の内容	
	現在の収入・支出の内容		借入後の収入・支出の見込	
	収入		収入	
	支出		支出	
	差引残		差引残	
保険の加入状況				
申込者現住所までの略図				

(注) この申込書は、貸付の承認、不承認にかかわらず、申込者に返しません。

(様式3号)

(1) 年 月 日

秘

借入申込者指導計画書

借入申込受付機関	
借入申込受付年月日	
申込書受付番号	

指導機関											
指導担当者											
計画書作成者						作成年月日	年		月		日
借入申込者	現住所 (居住期間 年)										
住居の状況	自家, 借家, アパート, 借間, 同居, 借地, その他() 家賃 月 地代										
家族および世帯の状況	氏名	続柄	性別	年齢	職業	月収	健康状態	備考 (勤務先等)			
	1.	世帯主	男・女								
	世帯の収入・支出状況		収入 (月)			支出 (月)					
	生活程度		・よい ・ふつう ・こまっている			指導歴	有 (自 年 月 日) 至 年 月 日) 無				
	生活態度や世間の信用		・よい ・ふつう ・わるい			資産	田畑, 山林 Ha, 土地, 家屋				
他から資金借入の有無		資金の種類					金額				
		借入年月日	年 月 日				未済金額				
		返済年月日	年 月 日								
親戚の状況	氏名	続柄	現住所			職業	交際援助の状況				
保証人状況	氏名	申込者との関係	社会的信用及び地位	資産の状況		収入	保証引受の意志確認状況				
					土地家屋						

(様式3号)

(2)

生 業 を 営 む 場 合		資金の用途	
業 ・ 新 規 ・ 継 続 ・ 拡 張		(金 額)	
(事業説明)		_____	

(利用後の収入見込)		_____	

		合計	
		資金の調達	
		合 計	
		この資金で	
		手 持 で	
		そ の 他	
		から _____	
世帯の更生意欲や 事業の見通し (本人の経験等)			
この資金を貸付けることに対する意見 (返還の見通し等)			
今後の具体的な指導計画			
借入申込の動機	① 従来からの指導世帯で借入をすすめた ② 他からの連絡ですすめた ③ 本人の依頼ですすめた	今までの指導について	指導開始 年 月 日 指導期間 年 月 日 相談内容 職業・生活・医療保健・その他

(注) 1.各欄に記載する事項は明確に、また該当文字は○で囲むこと。

2.収入、支出は生計費のみを記入し事業費は含まない。

(通達案)

海外移住に関する貸付金の利息及び延滞損害金の率等については次のように定める。

種 類	契 約 通 貨	地 域	貸付金利	延 滞 損 害 金		
				区 分	対 象 金 額	最 終 期 限 後
農 業 貸 付	現地通貨貸付	ブラジル	12%	延滞元本額	13%	13%
		アルゼンチン	19%	残元本額	1%	1%
	米\$貨条項付現 地通貨表示貸付	アルゼンチン国 以外の西語地域	5% (税込)	延滞元本額	25%	25%
		ブラジル	14%	延滞利息額	-	25%
工 業 貸 付	現地通貨貸付	アルゼンチン	22%	延滞元本額	14.6%	14.6%
		アルゼンチン国 以外の西語地域	6%	延滞利息額	-	14.6%
	米\$貨条項付現 地通貨表示貸付	ブラジル	3% (据置期中無利息)	延滞元本額	15%	15%
		その他地域	3% (据置期中無利息)	残元本額	8%	8%
更 生 資 金 貸 付	現地通貨貸付	ブラジル	3%	延滞元本額	25%	25%
		その他地域	3%	延滞利息額	-	25%
	"	ブラジル	3%	延滞元本額	14.6%	14.6%
		その他地域	3%	延滞利息額	-	14.6%

注：ブラジル現地法人経理上の利息及び延滞損害金の処理は次の通りとする。

- | | | | | | |
|--------|-------|-----|---|-----|---------------------------|
| ① 農業貸付 | 延滞損害金 | 13% | < | 12% | 約定利息 Juras Contratuais |
| | 利息 | 14% | < | 1% | 雑利息 Juras Moratórios |
| ② 工業貸付 | 延滞損害金 | 15% | < | 12% | 約定利息 Juras Contratuais |
| | 利息 | 15% | < | 2% | 監督料 Taxas de Fiscalização |
| ③ 工業貸付 | 延滞損害金 | 15% | < | 12% | 約定利息 Juras Contratuais |
| | 利息 | 15% | < | 2% | 監督料 Taxas de Fiscalização |
| | 延滞損害金 | 8% | < | 1% | 雑利息 Juras Moratórios |
| | 延滞損害金 | 7% | < | 1% | 雑利息 Juras Moratórios |
| | 延滞損害金 | 7% | < | 1% | 雑利息 Juras Moratórios |

5 1. 5. 7

LW 001

海外全機関の長 殿

移住第一業務部長

融資関係規程類の改正について

標記に関し、組織の変更に伴い融資関係規程類の改正手続を進めているが、担当の総務部では各部門から提出される多数の規程類の審査検討を行っており、決定までにはなお相当の月日を要する見込みである。

については、別添のとおり改正案を送付するので、取りあえず本案により業務を進められたい。

なお、主要な改正事由は別紙のとおりである。

また、貸付金債権管理要綱については、開発協力関係融資業務と共通なものを作成すべく手続が進められているので、決定次第送付する。

以 上

海外移住に関する融資規程類の主要な改正事由について

海外移住に関する融資規程類の主要な改正事由は次の如くである。

なお、今回の改正は組織の変更に伴うものが多く、その他、表現、字句の修正および外国為替管理の緩和に伴う修正を行っており、外務省、大蔵省の事前協議を要する貸付限度、貸付期間等の重要な改正は見合せた。

区 分	改 正 事 項	改 正 事 由
1. 農業貸付基準	第1条(総則)	事業団法の改正に伴うもの。
	第5条(貸付金残高の限度)	昭和49年11月1日付改正に伴うもの。
	第11条(貸付契約)	ブラジルにおける Cédula (証券) の使用など貸付手続の簡素化の傾向あり、証書の他、手形、証券貸付の方法を加える。
2. 貸付金債権管理要綱	第1条(総則)	海外移住事業団改組に伴うもの。
	第17条(管理回収状況報告)	貸付・回収実績報告および貸付先別延滞貸付金一覧表の提出については、貸付・回収事務細則に規程することとし、(4)、(5)の関係条項を削除する。
	第14条(支払の猶予)	報告書様式を定める。
	第17条(1)(債権管理の移管)	同上
	その他	理事長を総裁に改正する。
3. 貸付事務実施要領 および貸付金債権 回収実施要領	一本化	二つの実施要領を一本化し、貸付・回収事務実施細則とする。
	事務所の定義	事務所には、支部・事業所・駐在員事務所その他、支所・出張所を加える。
	借入申込相談票	移住者の資金需要の動向および資金量等を把握する資料としても役立つため、相談票の作成を義務付ける。
	個人グループ貸付	同一地域の同種の個人資金需要に応ずるための「個人グループ貸付」は、実績から見て責任の連帯性が保持されない等、債権管理上問題が多いので、廃止することとした。よって、関連事項は削除する。
	貸付金額の決定	外国為替管理事情の変更(現地通貨による資金回転が可能となる等)により、貸付金額の決定は全て現地通貨とする。よって、関連事項は削除する。
	契約の締結	ブラジルにおける契約の締結は、証書によらず、担保権設定信用証券(Cédula)によることとした。 また、契約書は原則として公正証書とすることとした。
	資金送金の申請	前記のとおり1件貸付毎の本部送金は行わないこととなったので、関連事項削除。

区 分	改 正 事 項	改 正 事 由
4. 更生資金貸付基準 5. 更生資金運営要領 6. 移住者渡航費貸付金 債権管理要綱 7. 移住者渡航費貸付金 債権管理要綱実施要 領 8. 小工業融資の取扱い について 9. 貸付金の利息延損金 の率について 10. そ の 他	回収通貨の処理	米ドル貸付基準条項つき貸付の場合の回収米ドル貸は、過去において実際の米貨交換レートにより換算していたが、前記為替管理事情の変更により、受領日の公定米ドル貸売レートにより換算することとなった。
	補助簿の記入、整理	よって関連事項を改正あるいは削除する。
	本部報告	補助簿の記入整理については、支部事情もあり、基本的なものを除き、末梢的なものは支部の判断に委ねることとし、関連事項を改正あるいは削除する。
	書式、報告様式	債権管理要綱あるいは通達により定めていた本部に対する月例報告、決算報告については整理し、本細則に一括して規定することとした。
		書式および報告書様式について整理のうえ、本細則に一括して規定することとした。
		改正なし
		更生資金の債権管理、貸付回収事務は農業・工業貸付金のそれと原則的に異なることなく、更生資金について別個に運営するメリットが少ないので、この運営要領を廃止し、更生資金に関する固有なものについては「通達」として取扱うこととした。
		移住者渡航費の補助金切換えにより廃止する。
		同 上
	貸付金利率	アルゼンティン国の現地融資がペソ貸建に変更されたので、貸付金利率は別に定めることとした。
	海外移住に関する貸付金の利息、延滞損害金の率等について一表に取りまとめ通達する。	
	以上の諸規程類を運用する場合の注意事項あるいは融資事務手続上の注意事項については、現行通達類を検討整理のうえ移住第一業務部長より在外支部長宛指示することとする。	

